

2019年11月26日

お客さま各位

東京証券信用組合

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた
預金規定等改定のお知らせ

当組合では、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2020年1月6日より預金規定等を一部改定いたします。お客さまが当組合をご利用いただく際には、お取引内容や状況等に応じて、お取引目的やお客さまに関する情報等のご提示をお願いし、再度確認させていただく場合がございます。

なお、当組合が求める確認や資料のご提出等について、適切にご対応いただけない場合やマネー・ローンダリング等の懸念が十分に払拭されない場合などには、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合がございます。

改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきますのでご了承ください。

1. 対象となる預金規定等

- ・普通預金規定
- ・無利息型普通預金規定
- ・総合口座取引規定

2. 規定適用開始時期

令和2年1月6日

3. 主な改定内容（例：普通預金規定）

以下の条項を新設・追加いたします。なお、普通預金規定以外の規定においても同様の改定を行います。

【普通預金規定】抜粋 「取引等の制限等」12条へ新設

12. (取引の制限等)

(1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

【普通預金規定】 抜粋 「解約等」 13条の追加・変更（下線部分が追加・変更箇所）

13. (解約等)

(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合

③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

以上